

イ　適用年が平成二十六年又は平成二十七年である場合　百分の二

ロ　適用年が平成二十八年である場合　百分の三

ハ　適用年が平成二十九年である場合　百分の三

二　適用年が平成三十年である場合　百分の四（その個人が中小事

業者である場合には、百分の二）

者である場合には、百分の五）

六　省略
七　省略
八　省略

3　省略
5　省略

6　その年分の所得税について第一項の規定の適用を受ける場合における所得税法第二百二十条第一項第三号に掲げる所得税の額の計算については、同号中「第三章（税額の計算）」とあるのは、「第三章（税額の計算）及び租税特別措置法第十条の五の三第一項（雇用者給与等支給額が増加した場合の所得税額の特別控除）」とする。

（生産性向上設備等を取得した場合の特別償却又は所得税額の特別控除）

第十条の五の四　青色申告書を提出する個人が、産業競争力強化法の施行の日から平成二十九年三月三十一日までの期間（第五項において「指定期間」という。）内に、生産等設備を構成する機械及び装置、工具、器具及び備品、建物、建物附属設備、構築物並びに政令で定めるソフトウェアで、同法第二条第十三項に規定する生産性向上設備等に該当するもののうち政令で定める規模のもの（以下この条において「特定生産性向上設備等」という。）の取得等（取得（その製作又は建設の後事業の用に供されたことのないものの取得に限る。）又は製作若しくは建設を行い、建物にあつては改修（増築、改築、修繕又は模様替をいう。）のための工事による取得又は建設を含む。以下この条において同じ。）をして、これを国内にある当該個人の事業の用に供した場合（貸付けの用に供した場合を除く。以下この条において同じ。）には、その事業の用に供した日の属する年（事業を廃止した日の属する年を除く。第五項及び第六項において「供用年」という。）の年分における当該個人の事業所の金額の計算上、当該特定生産性向上設備等の償却費として必要経費に算入する金額は、所得税法第四十九条第一項の規定にかかわらず、当

イ　適用年が平成二十六年又は平成二十七年である場合　百分の二

ロ　適用年が平成二十八年である場合　百分の三

ハ　適用年が平成二十九年である場合　百分の三

二　適用年が平成三十年である場合　百分の四（その個人が中小事

業者である場合には、百分の二）

者である場合には、百分の五）

六　同上
七　同上
八　同上

3　同上
5　同上

6　その年分の所得税について第一項の規定の適用を受ける場合における所得税法第二百二十条第一項第三号に掲げる所得税の額の計算については、同号中「第三章（税額の計算）」とあるのは、「第三章（税額の計算）及び租税特別措置法第十条の五の四第一項（雇用者給与等支給額が増加した場合の所得税額の特別控除）」とする。

（生産性向上設備等を取得した場合の特別償却又は所得税額の特別控除）

第十条の五の五　青色申告書を提出する個人が、産業競争力強化法の施行の日から平成二十九年三月三十一日までの期間（第五項において「指定期間」という。）内に、生産等設備を構成する機械及び装置、工具、器具及び備品、建物、建物附属設備、構築物並びに政令で定めるソフトウェアで、同法第二条第十三項に規定する生産性向上設備等に該当するもののうち政令で定める規模のもの（以下この条において「特定生産性向上設備等」という。）の取得等（取得（その製作又は建設の後事業の用に供されたことのないものの取得に限る。）又は製作若しくは建設を行い、建物にあつては改修（増築、改築、修繕又は模様替をいう。）のための工事による取得又は建設を含む。以下この条において同じ。）をして、これを国内にある当該個人の事業の用に供した場合（貸付けの用に供した場合を除く。以下この条において同じ。）には、その事業の用に供した日の属する年（事業を廃止した日の属する年を除く。第五項及び第六項において「供用年」という。）の年分における当該個人の事業所の金額の計算上、当該特定生産性向上設備等の償却費として必要経費に算入する金額は、所得税法第四十九条第一

該特定生産性向上設備等について同項の規定により計算した償却費の額と特別償却限度額（当該特定生産性向上設備等の取得価額の百分の五十（建物及び構築物については、百分の二十五）に相当する金額をいう。）との合計額（次項において「合計償却限度額」という。）以下の金額で当該個人が必要経費として計算した金額と産性向上設備等の償却費として同条第一項の規定により必要経費に算入される金額を下ることはできない。

254 省略

5 青色申告書を提出する個人が、指定期間内に、特定生産性向上設備等の取得等をして、これを国内にある当該個人の事業の用に供した場合において、当該特定生産性向上設備等につき第一項の規定の適用を受けないときは、供用年の年分の総所得金額に係る所得税の額から、政令で定めるところにより、税額控除限度額（その事業の用に供した当該特定生産性向上設備等の取得価額の百分の四（建物及び構築物については、百分の二）に相当する金額の合計額をいう。以下この項において同じ。）を控除する。この場合において、当該個人の供用年における税額控除限度額が、当該個人の当該供用年の年分の第十条第六項第二号に規定する調整前事業所得税額の百分の二十に相当する金額を超えるときは、その控除を受ける金額は、当該百分の二十に相当する金額を限度とする。

659 省略

10 その年分の所得税について第五項及び第六項の規定の適用を受ける場合における所得税法第一百二十条第一項第三号に掲げる所得税の額の計算については、同号中「第三章（税額の計算）」とあるのは、「第三章（税額の計算）並びに租税特別措置法第十条の五の四第五項及び第六項（生産性向上設備等を取得した場合の所得税額の特別控除）」とする。

11 省略

（所得税の額から控除される特別控除額の特例）

第十条の六 個人がその年において次の各号に掲げる規定のうち二以上の規定の適用を受けようとする場合において、その適用を受けようとする規定による税額控除可能額（当該各号に掲げる規定の区分に応じ当該各号に定める金額をいう。）の合計額が当該個人のその年分の第十条第六

項の規定にかかわらず、当該特定生産性向上設備等について同項の規定により計算した償却費の額と特別償却限度額（当該特定生産性向上設備等の取得価額の百分の五十（建物及び構築物については、百分の二十五）に相当する金額をいう。）との合計額（次項において「合計償却限度額」という。）以下の金額で当該個人が必要経費として計算した金額とする。ただし、当該特定生産性向上設備等の償却費として同条第一項の規定により必要経費に算入される金額を下ることはできない。

254 同上

5 青色申告書を提出する個人が、指定期間内に、特定生産性向上設備等の取得等をして、これを国内にある当該個人の事業の用に供した場合において、当該特定生産性向上設備等につき第一項の規定の適用を受けないときは、供用年の年分の総所得金額に係る所得税の額から、政令で定めるところにより、税額控除限度額（その事業の用に供した当該特定生産性向上設備等の取得価額の百分の四（建物及び構築物については、百分の二）に相当する金額の合計額をいう。以下この項において同じ。）を控除する。この場合において、当該個人の供用年における税額控除限度額が、当該個人の当該供用年の年分の事業所得の金額に係る所得税の額として政令で定める金額の百分の二十に相当する金額を超えるときは、その控除を受ける金額は、当該百分の二十に相当する金額を限度とする。

659 同上

10 その年分の所得税について第五項及び第六項の規定の適用を受ける場合における所得税法第一百二十条第一項第三号に掲げる所得税の額の計算については、同号中「第三章（税額の計算）」とあるのは、「第三章（税額の計算）並びに租税特別措置法第十条の五の五第五項及び第六項（生産性向上設備等を取得した場合の所得税額の特別控除）」とする。

11 同上

（所得税の額から控除される特別控除額の特例）

第十条の六 個人がその年において次の各号に掲げる規定のうち二以上の規定の適用を受けようとする場合において、その適用を受けようとする規定による税額控除可能額（当該各号に掲げる規定の区分に応じ当該各号に定める金額をいう。）の合計額が当該個人のその年分の事業所得の

項第二号に規定する調整前事業所得税額の百分の九十に相当する金額を超えるときは、当該各号に掲げる規定にかかわらず、当該超える部分の金額（以下この条において「所得税額超過額」という。）は、当該個人のその年分の総所得金額に係る所得税の額から控除しない。この場合において、当該所得税額超過額は、次の各号に定める金額のうち控除可能期間が最も長いものから順次成るものとする。

- 一 第十条第一項の規定 同項に規定する税額控除限度額のうち同項の規定による控除をしても控除しきれない金額を控除した金額
- 二 第十条第二項の規定 同項に規定する中小事業者税額控除限度額のうち同項の規定による控除をしても控除しきれない金額を控除した金額

金額に係る所得税の額として政令で定める金額の百分の九十に相当する金額を超えるときは、当該各号に掲げる規定にかかわらず、当該超える部分の金額（以下この条において「所得税額超過額」という。）は、当該個人のその年分の総所得金額に係る所得税の額から控除しない。この場合において、当該所得税額超過額は、次の各号に定める金額のうち控除可能期間が最も長いものから順次成るものとする。

- 一 第十条第一項から第三項まで（これらの規定を第十条の二第一項の規定により読み替えて適用する場合を含む。以下この号において同じ。）の規定 それぞれ第十条第一項に規定する税額控除限度額のうち同項の規定による控除をしても控除しきれない金額を控除した金額、同条第二項に規定する特別研究税額控除限度額のうち同項の規定による控除をしても控除しきれない金額を控除した金額又は同条第三項に規定する繰越税額控除限度超過額のうち同項の規定による控除をしても控除しきれない金額を控除した金額

二の二 第十条第三項の規定 同項に規定する特別研究税額控除限度額

のうち同項の規定による控除をしても控除しきれない金額を控除した金額

- 三 第十条第四項の規定 同項各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める金額（当該各号に掲げる場合のいずれにも該当するときは、同条第五項の規定を適用して計算した金額）のうち同条第四項の規定による控除をしても控除しきれない金額を控除した金額

- 四 第十条の二第三項又は第四項の規定 それぞれ同条第三項に規定する税額控除限度額のうち同項の規定による控除をしても控除しきれない金額を控除した金額又は同条第四項に規定する繰越税額控除限度超過額のうち同項の規定による控除をしても控除しきれない金額を控除した金額

- 三 第十条第六項の規定 同項各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める金額（当該各号に掲げる場合のいずれにも該当するときは、同条第七項の規定を適用して計算した金額）のうち同条第六項の規定による控除をしても控除しきれない金額を控除した金額
- 四 第十条の二の二第三項又は第四項の規定 それぞれ同条第三項に規定する税額控除限度額のうち同項の規定による控除をしても控除しきれない金額を控除した金額又は同条第四項に規定する繰越税額控除限度超過額のうち同項の規定による控除をしても控除しきれない金額を控除した金額

五省略

五の二 第十条の四第三項の規定 同項に規定する税額控除限度額のうち同項の規定による控除をしても控除しきれない金額を控除した金額

六 第十条の五第一項から第三項までの規定 それぞれ同条第一項に規定する税額控除限度額のうち同項の規定による控除をしても控除しきれない金額を控除した金額、同条第二項に規定する地方事業所税額控除限度額のうち同項の規定による控除をしても控除しきれない金額を控除した金額

除限度額のうち同項の規定による控除をしても控除しきれない金額を控除した金額又は同条第三項に規定する地方事業所特別税額控除限度額のうち同項の規定による控除をしても控除しきれない金額を控除した金額

た金額

七 第十条の五の二第三項又は第四項の規定 それぞれ同条第三項に規定する税額控除限度額のうち同項の規定による控除をしても控除しきれない金額を控除した金額又は同条第四項に規定する繰越税額控除限度超過額のうち同項の規定による控除をしても控除しきれない金額を控除した金額

八 第十条の五の三第一項の規定 同項に規定する税額控除限度額のうち同項の規定による控除をしても控除しきれない金額を控除した金額

九 第十条の五の四第一項の規定 同項に規定する税額控除限度額のうち同項の規定による控除をしても控除しきれない金額を控除した金額

十 同上

十一 前各号に掲げるもののほか、所得税の額の計算に関する特例を定めている規定として政令で定める規定 当該各号に定める金額に類するものとして政令で定める金額

2 前項に規定する控除可能期間とは、同項の規定の適用を受けた年の翌年一月一日から、同項各号に定める金額について繰越税額控除に関する規定（当該各号に定める金額を当該各号に掲げる規定による控除をしても控除しきれなかつた金額とみなした場合に適用される第十条の二第四項、第十条の三第七項又は第十条の五の二第四項の規定その他これらに類する所得税の繰越税額控除に関する規定として政令で定める規定をいふ。次項及び第四項において同じ。）を適用したならば、その年分の総所得金額に係る所得税の額から控除することができる最終の年の十二月三十日までの期間をいう。

3 第一項の個人の同項の規定の適用を受けた年（以下この項及び次項に

五同上

六 第十条の五第一項の規定 同項に規定する税額控除限度額のうち同項の規定による控除をしても控除しきれない金額を控除した金額

七 第十条の五の二第三項の規定 同項に規定する税額控除限度額のうち同項の規定による控除をしても控除しきれない金額を控除した金額

八 第十条の五の三第三項又は第四項の規定 それぞれ同条第三項に規定する税額控除限度額のうち同項の規定による控除をしても控除しきれない金額を控除した金額又は同条第四項に規定する繰越税額控除限度超過額のうち同項の規定による控除をしても控除しきれない金額を控除した金額

九 第十条の五の四第一項の規定 同項に規定する税額控除限度額のうち同項の規定による控除をしても控除しきれない金額を控除した金額

十 同上

十一 前各号に掲げるもののほか、所得税の額の計算に関する特例を定めている規定として政令で定める規定 当該各号に定める金額に類するものとして政令で定める金額

2 前項に規定する控除可能期間とは、同項の規定の適用を受けた年の翌年一月一日から、同項各号に定める金額について繰越税額控除に関する規定（当該各号に定める金額を当該各号に掲げる規定による控除をしても控除しきれなかつた金額とみなした場合に適用される第十条第三項若しくは第五項（これらの規定を第十条の二第一項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）、第十条の二の二第四項、第十条の三第七項又は第十条の五の三第四項の規定をいう。次項及び第四項において同じ。）を適用したならば、その年分の総所得金額に係る所得税の額から控除することができる最終の年の十二月三十一日までの期間をいう。

3 第一項の個人の同項の規定の適用を受けた年（以下この項及び次項に

において「超過年」という。) の翌年以後の各年分(超過年の翌年からその年までの各年分の所得税につき青色申告書を提出している場合の各年分に限る。)において、第一項各号に定める金額のうち同項後段の規定により所得税額超過額を構成することとされた部分に相当する金額は、当該超過年における当該各号に掲げる規定による控除をしても控除しきれなかつた金額として、第十条の二第五項、第十条の三第八項又は第十条の五の二第五項の規定を適用したならばこれらの規定に規定する繰越税額控除限度超過額に該当するものその他これに類するものとして政令で定める金額に限り、繰越税額控除に関する規定を適用する。

4・5 省略

(特定設備等の特別償却)

第十一條 青色申告書を提出する個人で次の表の各号の上欄に掲げるものが、当該各号の中欄に掲げる減価償却資産(以下この条において「特定設備等」という。)につき政令で定める期間内に、特定設備等での製作若しくは建設の後事業の用に供されたことのないものを取得し、又は特定設備等を製作し、若しくは建設して、これを当該個人の当該各号の上欄に規定する事業の用に供した場合(所有権移転外リース取引により取得した当該特定設備等をその事業の用に供した場合又は同表の第二号の上欄に掲げる個人で政令で定めるもの以外のものが貸付けの用に供した場合を除く。)には、その事業の用に供した日の属する年における当該個人の事業所得の金額は、所得税法第四十九条第一項の規定にかかわらず経費に算入する金額は、所得税法第四十九条第一項の規定により計算した金額(次項において「合計償却限度額」という。)以下の金額で当該個人が必要経費として計算した金額とする。ただし、当該特定設備等の償却費として同条第一項の規定により必要経費に算入される金額を下ることはできない。

4・5 同上

(特定設備等の特別償却)

第十一條 同上

において「超過年」という。)の翌年以後の各年分(超過年の翌年からその年までの各年分の所得税につき青色申告書を提出している場合の各年分に限る。)において、第一項各号に定める金額のうち同項後段の規定により所得税額超過額を構成することとされた部分に相当する金額は、当該超過年における当該各号に掲げる規定による控除をしても控除しきれなかつた金額として、第十条第八項第四号、第十条の二の二第五項、第十条の三第八項若しくは第十条の五の三第五項の規定を適用したならばこれらの規定に規定する繰越税額控除限度超過額に該当するもの又は第十条第八項第五号の規定を適用したならば同号に規定する繰越中小企業者税額控除限度超過額に該当するものに限り、繰越税額控除に関する規定を適用する。

<p>二 政令で定める海上運送業を 営む個人</p>	<p>当該事業の経営の合理化及び環境への負荷の低減に資するものとして政令で定める船舶</p>	<p>百分の十六（当該船舶のうち本邦と外国又は外国との間を往来するもの）</p>	<p>当該機械その他の減価償却資産（既に事業の用に供されていた当該機械その他の減価償却資産に代えて当該事業の用に供されることとなるもの及び次号の中欄に掲げる減価償却資産に該当するものを除く。）</p>	<p>百分の八</p>
--------------------------------	--	--	--	-------------

<p>二 同 上</p>	<p>百分の十六（当該船舶のうち本邦と外国又は外国との間を往来するもの）</p>	<p>百分の十六（当該船舶のうち本邦と外国又は外国との間を往来するもの）</p>	<p>百分の十六（当該船舶のうち本邦と外国又は外国との間を往来するもの）</p>
<p>同 上</p>	<p>百分の十六（当該船舶のうち本邦と外国又は外国との間を往来するもの）</p>	<p>百分の十六（当該船舶のうち本邦と外国又は外国との間を往来するもの）</p>	<p>百分の十六（当該船舶のうち本邦と外国又は外国との間を往来するもの）</p>
<p>同 上</p>	<p>百分の十六（当該船舶のうち本邦と外国又は外国との間を往来するもの）</p>	<p>百分の十六（当該船舶のうち本邦と外国又は外国との間を往来するもの）</p>	<p>百分の十六（当該船舶のうち本邦と外国又は外国との間を往来するもの）</p>

しく資するものとして政令で定めるもの（外航船舶を除く。）については、百分の十八）

2・3 省略

（特定農産加工品生産設備の特別償却）

第十一條の三 青色申告書を提出する個人で特定農産加工業經營改善臨時措置法（平成元年法律第六十五号）第二条第二項に規定する特定農産加工業者に該当するもの（第十条第六項第四号に規定する中小事業者に限る。）のうち同法第三条第一項に規定する經營改善措置に関する計画（以下この項において「經營改善計画」という。）について同条第一項の承認を受けたものが、平成二十四年四月一日から平成二十八年三月三十日までの間に、当該承認に係る經營改善計画（同法第四条第一項の規定による変更の承認があつたときは、その変更後のもの）に記載された機械及び装置（同法第二条第二項に規定する特定農産加工業（以下この項において「特定農産加工業」という。）に属する事業において同条第一項に規定する農産加工品を生産する設備で政令で定める規模のものに限る。以下この項及び次項において「特定農産加工品生産設備」という。）でその製作の後事業の用に供されたことのないものを取得し、又は特定農産加工品生産設備を製作して、これを当該個人の特定農産加工業に属する事業の用に供した場合（所有権移転外リース取引により取得した当該特定農産加工品生産設備をその事業の用に供した場合を除く。）

2・3 同上

（特定農産加工品生産設備等の特別償却）

第十一條の三 青色申告書を提出する個人で特定農産加工業經營改善臨時措置法（平成元年法律第六十五号）第二条第二項に規定する特定農産加工業者に該当するもの（第十条第四項に規定する中小企業者に該当する個人に限る。）のうち同法第三条第一項に規定する經營改善措置に関する計画（以下この項において「經營改善計画」という。）について同条第一項の承認を受けたものが、平成二十四年四月一日から平成二十八年三月三十一日までの間に、当該承認に係る經營改善計画（同法第四条第一項の規定による変更の承認があつたときは、その変更後のもの）に記載された機械及び装置（同法第二条第二項に規定する特定農産加工業（以下この項において「特定農産加工業」という。）に属する事業において同条第一項に規定する農産加工品を生産する設備で政令で定める規模のものに限る。以下この項及び第三項において「特定農産加工品生産設備」という。）でその製作の後事業の用に供されたことのないものを取得し、又は特定農産加工品生産設備を製作して、これを当該個人の特定農産加工業に属する事業の用に供した場合（所有権移転外リース取引により取得した当該特定農産加工品生産設備をその事業の用に供した場合を除く。）

る日本船舶に該当しないもの（外航船舶を除く。）及び当該船舶のうち環境への負荷の低減に著しく資するものとして政令で定めるもの（外航船舶を除く。）については、百分の十八）

には、その事業の用に供した日の属する年における当該個人の事業所得の金額の計算上、当該特定農産加工品生産設備の償却費として必要経費に算入する金額は、所得税法第四十九条第一項の規定にかかわらず、当該特定農産加工品生産設備について同項の規定により計算した償却費の額とその取得価額の百分の三十に相当する金額との合計額以下の場合で当該個人が必要経費として計算した金額とする。ただし、当該特定農産加工品生産設備の償却費として同項の規定により必要経費に算入される金額を下ることはできない。

2 第十一条第二項の規定は、前項の規定の適用を受ける特定農産加工品

を除く。)には、その事業の用に供した日の属する年における当該個人の事業所得の金額の計算上、当該特定農産加工品生産設備の償却費として必要経費に算入する金額は、所得税法第四十九条第一項の規定にかかわらず、当該特定農産加工品生産設備について同項の規定により計算した償却費の額とその取得価額の百分の三十に相当する金額との合計額以下の場合で当該個人が必要経費として計算した金額とする。ただし、当該特定農産加工品生産設備の償却費として同項の規定により必要経費に算入される金額を下することはできない。

3 第十一条第二項の規定は、第一項の規定の適用を受ける特定農産加工

生産設備の償却費の額を計算する場合について準用する。この場合において、同条第二項中「その合計償却限度額」とあるのは、「第十一條の三第一項本文の規定により必要経費に算入することができる償却費の限度額」と読み替えるものとする。

- 3) 第十一條第三項の規定は、前二項の規定を適用する場合について準用する。

(特定地域における工業用機械等の特別償却)

第十二條 青色申告書を提出する個人が、政令で定める期間内に、次の表の各号の第一欄に掲げる地区又は地域内において当該各号の第二欄に掲げる事業の用に供する設備で政令で定める規模のものの新設又は増設をする場合において、当該新設又は増設に係る当該各号の第三欄に掲げる減価償却資産（同表の他の号の規定の適用を受けるものを除く。以下この条において「工業用機械等」という。）を取得し、又は製作し、若しくは建設して、これを当該地区又は地域内において当該個人の当該事業の用に供したとき（所有権移転外リース取引により取得した当該工業用機械等をその用に供した場合を除き、同表の第二号の第一欄に掲げる地区において同号の第二欄に掲げる事業の用に供した場合にあっては、沖縄振興特別措置法（平成十四年法律第十四号）第三十五条の三第五項に規定する認定事業者が当該事業の用に供した場合に限る。）は、その用に供した日の属する年における当該個人の事業所得の金額の計算上、当該工業用機械等の償却費として必要経費に算入する金額は、所得税法第四十九条第一項の規定にかかわらず、当該工業用機械等について同項の規定により計算した償却費の額とその取得価額に当該各号の第四欄に掲げる割合を乗じて計算した金額とする。ただし、当該工業用機械等の償却費として同項の規定により必要経費に算入される金額を下ることはできない。

一 過疎地域自立促進	地区又は地域	事 業	資 产	割 合
百分の十（				

一 次に掲げる地区（同上）	地区又は地域	事 業	資 产	割 合
同 上				
同 上				

- (特定地域における工業用機械等の特別償却)
- 第十二條 同 上

品生産設備の償却費の額を計算する場合又は前項の規定の適用を受ける新用途米穀加工品等製造設備の償却費の額を計算する場合について準用する。この場合において、同条第二項中「その合計償却限度額」とあるのは、「第十一條の三第一項本文又は第二項本文の規定により必要経費に算入することができる償却費の限度額」と読み替えるものとする。

- 4) 第十一條第三項の規定は、前三項の規定を適用する場合について準用する。

特別措置法（平成十二年法律第十五号）第二条第一項に規定する過疎地域のうち政令で定める地区（第三項の表の各号の上欄に掲げる地区に該当する地区を除く。）。

の他の政令で定める事業

並びに建物及びその附属設備で、政令で定めるもの、百分の六

建物及びそ

二～五 省 略	省 略	省 略	省 略
---------	-----	-----	-----

3 2 省 略
3 青色申告書を提出する個人が、平成二十五年四月一日から平成二十九年三月三十一日までの期間のうち政令で定める期間内に、次の表の各号の上欄に掲げる地区内において当該各号の中欄に掲げる事業の用に供する当該各号の下欄に掲げる設備の取得等（取得又は製作若しくは建設をいい、建物及びその附属設備にあつては改修（増築、改築、修繕又は模様替をいう。）のための工事による取得又は建設を含む。以下この項において同じ。）をする場合（第十条第六項第四号に規定する中小事業者以外の個人にあつては、同表の第四号の下欄に掲げる設備の取得等をする場合を除く。）において、その取得等をした設備（同表の他の号の規定の適用を受けるものを除く。）を当該地区内において当該個人の当該各号の中欄に掲げる事業の用に供したとき（当該地区的産業の振興に資する場合として政令で定める場合に限る。）は、その用に供した日以後五年以内の日の属する各年分の事業所得の金額の計算上、当該設備を構成するもののうち機械及び装置、建物及びその附属設備並びに構築物（所有権移転外リース取引により取得した

二～五 同 上	山村振興法（昭和四十年法律第六十四号）第七条第一項の規定により振興山村として指定された地区	山村振興法（昭和四十年法律第六十四号）第二条第一項に規定する過疎地域自立促進特別措置法（平成十二年法律第十五号）第二条第一項に規定する過疎地域のうち政令で定める地区	第三項の表の各号の上欄に掲げる地区に該当する地区を除く。
同 上	同 上	同 上	同 上
同 上	同 上	同 上	同 上

五年以内の日の属する各年分の事業所得の金額の計算上、当該設備を構成するもののうち機械及び装置、建物及びその附属設備並びに構築物（所有権移転外リース取引により取得したもの）を除く。以下この項及び次項において「産業振興機械等」という。」の償却費として必要経費に算入する金額は、その用に供した日以後五年以内でその用に供している期間に限り、所得税法第四十九条第一項の規定にかかるわらず、当該産業振興機械等が、同表の第一号から第三号までの下欄に掲げる設備を構成するものである場合には当該産業振興機械等について同項の規定により計算した償却費の額で当該期間に係るものの百分の百四十八）に相当する金額で当該個人が必要経費として計算した金額とし、同表の第四号の下欄に掲げる設備を構成するものである場合には当該産業振興機械等について同項の規定により計算した償却費の額で当該期間に係るものの百分の百二十四（建物及びその附属設備並びに構築物については、百分の百三十六）に相当する金額で当該個人が必要経費として計算した金額とする。ただし、当該産業振興機械等の償却費として同項の規定により必要経費に算入される金額を下ることはできない。

地 区	事 業	設 備
一 半島振興法（昭和六十一年法律第六十三号）第二条第一項の規定により半島振興対策実施地域として指定された地区のうち、産業の振興のための取組が積極的に促進されるものとして政令で定める地区	製造業その他の業 政令で定める事	当該地区内に おいて営む当 該事業の用に 供される設 備で政令で定 められる規 模のもの
二 離島振興法（昭和二十八年法律第七十二号）第二条第一項の規定により離島振興対策実施地域として指定された地区のうち、産業の振興のための取組が積	製造業その他の業 政令で定める事	当該地区内に おいて営む当 該事業の用に 供される設 備で政令で定 められる規 模のもの

ものを除く。以下この項及び次項において「産業振興機械等」という。」の償却費として必要経費に算入する金額は、その用に供した日以後五年以内でその用に供している期間に限り、所得税法第四十九条第一項の規定にかかるわらず、当該産業振興機械等について同項の規定により計算した償却費の額で当該期間に係るものの百分の百三十二（建物及びその附属設備並びに構築物については、百分の百四十八）に相当する金額以下の金額で当該個人が必要経費として計算した金額とする。ただし、当該産業振興機械等の償却費として同項の規定により必要経費に算入される金額を下ることはできない。

地 区	事 業	設 備
一 同 上	一 半島振興法（昭和六十一年法律第六十三号）第二条第一項の規定により半島振興対策実施地域として指定された地区のうち、産業の振興のための取組が積極的に推進されるものとして政令で定める地区	当該事業の用に供される設備で政令で定める規模のもの
同 上	当該事業の用に供される設備で政令で定める規模のもの	当該事業の用に供される設備で政令で定める規模のもの

三 奄美群島振興開発特別措置法 (昭和二十九年法律第百八十九号) 第一条に規定する奄美群島のうち、産業の振興のための取組が積極的に促進されるものとして政令で定める地区	製造業その他の事業 業	当該地区内において當む当該事業の用に供される設備で政令で定められた規模のもの	る規模のもの
四・5 省略	上欄に掲げる地区において生産されたものを原	当該地区内において當む当該事業の用に供される設備で政令で定められた規模のもの	同上
(医療用機器の特別償却)	第六十四号) 第七条第一項の規定により振興山村として指定された地区的うち、産業の振興のための取組が積極的に促進されるものとして政令で定める地区 (第一号の上欄に掲げる地区に該当する地区を除く。)	上欄に掲げる地区において生産されたものを原	当該地区内において當む当該事業の用に供される設備で政令で定められた規模のもの

4・5 同 上

三 同 上	当該事業の用に供される設備で政令で定められた規模のもの
同上	同上

(医療用機器等の特別償却)

第十二条の二 青色申告書を提出する個人で医療保健業を営むものが、昭和五十四年四月一日から平成二十九年三月三十一日までの間に、医療用の機械及び装置並びに器具及び備品（政令で定める規模のものに限る。）のうち、高度な医療の提供に資するもの若しくは先進的なものとして政令で定めるもの（以下この条において「医療用機器」という。）でその製作の後事業の用に供されたことのないものを取得し、又は医療用機器を製作して、これを当該個人の営む医療保健業の用に供した場合（所有権移転外リース取引により取得した当該医療用機器等をそな場合を除く。）には、その用に供した日の属する年における当該個人の事業所得の金額の計算上、当該医療用機器等の償却費として必要経費に算入する金額は、所得税法第四十九条第一項の規定にかかわらず、当該医療用機器等について同項の規定により計算した償却費の額とその取得価額に当該各号に定める割合を乗じて計算した金額との合

療用機器について同項の規定により計算した償却費の額とその取得価額の百分の十二に相当する金額との合計額以下の金額で当該個人が必要経費として計算した金額とする。ただし、当該医療用機器の償却費として同項の規定により必要経費に算入される金額を下ることはできない。

2 第十一条第二項の規定は、前項の規定の適用を受ける医療用機器の償却費の額を計算する場合について準用する。この場合において、同条第二項中「その合計償却限度額」とあるのは、「第十二条の二第一項本文の規定により必要経費に算入することができる償却費の限度額」と読み替えるものとする。

3 省略

(障害者を雇用する場合の機械等の割増償却)

第十三条 省略

2 前項の規定の適用を受けた年において同項の規定により当該機械装置等の償却費として必要経費に算入した金額がその年におけるその合計償却限度額に満たない場合には、その年の翌年分の事業所得の金額の計算上、当該機械装置等の償却費として必要経費に算入する金額は、所得税法第四十九条第一項の規定（当該機械装置等について前項の規定の適用を受けるときは、同項の規定を含む。）にかかわらず、当該機械装置等の償却費として同条第一項の規定により必要経費に算入する金額（その年の翌年において当該機械装置等につき前項の規定の適用を受ける場合は、当該翌年における同項の規定により必要経費に算入することができる償却費の限度額に相当する金額とする。）とその満たない金額で当該個人が必要経費として計算した金額との合計額に相当する金額とすることができます。

3 省略

計額以下の金額で当該個人が必要経費として計算した金額とする。ただし、当該医療用機器等の償却費として同項の規定により必要経費に算入される金額を下ることはできない。

一 医療用の機械及び装置並びに器具及び備品（政令で定める規模のものに限る。）のうち、高度な医療の提供に資するもの又は先進的なものとして政令で定めるもの（次号に掲げるものを除く。） 百分の十
二 医療の安全の確保に資する機械及び装置並びに器具及び備品で政令で定めるもの 百分の十六

2 第十一条第二項の規定は、前項の規定の適用を受ける医療用機器等の償却費の額を計算する場合について準用する。この場合において、同条第二項中「その合計償却限度額」とあるのは、「第十二条の二第一項本文の規定により必要経費に算入することができる償却費の限度額」と読み替えるものとする。

3 同上

(障害者を雇用する場合の機械等の割増償却)

第十三条 同上

2 前項の規定の適用を受けた年において同項の規定により当該機械装置等の償却費として必要経費に算入した金額がその年におけるその合計償却限度額に満たない場合には、その年の翌年分の事業所得の金額の計算上、当該機械装置等の償却費として必要経費に算入する金額は、所得税法第四十九条第一項の規定（当該機械装置等について前項又は次条第一項若しくは第二項の規定の適用を受けるときは、これらの規定を含む。）にかかわらず、当該機械装置等の償却費として同法第四十九条第一項の規定により必要経費に算入する金額（その年の翌年において当該機械装置等につき前項又は次条第一項の規定により必要経費に算入する金額（その年の翌年において当該機械装置等につき前項の規定の適用を受ける場合は、当該翌年におけるこれらの規定により必要経費に算入することができる償却費の限度額に相当する金額とする。）とその満たない金額で当該個人が必要経費として計算した金額との合計額に相当する金額とすることができる。

3 同上

(支援事業所取引金額が増加した場合の三年以内取得資産の割増償却)

第十三条の二 青色申告書を提出する個人が、平成二十一年から平成二十七年までの各年において、障害者就労支援事業所（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第二百三号）第五条第十三項に規定する就労移行支援を行う事業所、同条第十四項に規定する就労継続支援を行う事業所その他の政令で定める事業所又は施設をいう。）に対して、資産を譲り受け、又は役務の提供を受けた対価として支払った金額（以下この項及び次項において「支援事業所取引金額」という。）がある場合において、その年における支援事業所取引金額の合計額がその年の前年における支援事業所取引金額の合計額を超えるときは、その年の十二月三十一日（当該個人が、年の中途中において死亡し、又は事業の全部を譲渡し、若しくは廃止した場合には、その死亡し、又は事業の全部を譲渡し、若しくは廃止した日。次項において同じ。）において当該個人の有する減価償却資産で当該個人の事業の用に供されているもののうちその年又はその年の前年若しくは前々年において取得し、又は製作し、若しくは建設したもの（所有権移転外リース取引により取得したものを除く。以下この条において「三年以内取得資産」という。）の償却費としてその年分の事業所得の金額の計算上必要経費に算入する金額は、所得税法第四十九条第一項の規定にかかわらず、当該三年以内取得資産について同項の規定により計算した償却費の額とその百分の三十に相当する金額（次項において「特別償却限度額」という。）との合計額以下の金額で当該個人が必要経費として計算した金額とする。ただし、当該三年以内取得資産の償却費として同条第一項の規定により必要経費に算入される金額を下ることはできない。

2 前項の規定の適用がある場合において、その年の十二月三十一日において当該個人の有する同項の規定の適用を受ける三年以内取得資産に係る特別償却限度額の合計額が、その年の支援事業所取引増加額（その年における支援事業所取引金額の合計額からその年の前年における支援事業所取引金額の合計額を控除した金額をいう。）を超えるときは、当該特別償却限度額の合計額は、当該支援事業所取引増加額とする。

3 前条第二項の規定は、第一項の規定の適用を受ける三年以内取得資産の償却費の額を計算する場合について準用する。この場合において、同

(次世代育成支援対策に係る基準適合認定を受けた場合の次世代育成支
援対策資産の割増償却)

第十三条の二 青色申告書を提出する個人が、平成二十四年一月一日から平成三十年三月三十一日までの期間（以下この項において「指定期間」という。）内に次世代育成支援対策推進法（平成十五年法律第二百二十号）第二条に規定する次世代育成支援対策（以下この項において「次世代育成支援対策」という。）に係る同法第十三条に規定する基準に適合するものである旨の認定（当該個人が指定期間内において最初に受けるものに限る。以下この項において「基準適合認定」という。）を受け、又は平成二十七年四月一日から平成三十年三月三十一日までの期間（以下この項において「特例指定期間」という。）内に次世代育成支援対策に係る同法第十五条の二に規定する基準に適合するものである旨の認定（当該個人が特例指定期間内において最初に受けるものに限る。以下この項において「適用年」という。）を受けた場合には、当該基準適合認定を受けた日の属する年（以下この項において「適用年」といって同じ。）の全部を譲渡し、若しくは廃止した場合には、その死亡し、又は事業の全部を譲渡し、若しくは廃止した日。以下この項において同じ。）において当該個人の有する建物及びその附屬設備で事業の用に供されているもの（当該個人の当該基準適合認定に係る同法第十二条第一項に規定する一般事業主行動計画の同条第二項第一号に規定する計画期間開始の日から当該適用年の十二月三十一日までの期間内において取得をしたものでその建設の後事業の用に供されたことのないもの又は当該期間内に新築をし、若しくは増築若しくは改築（以下この項において「増改築」という。）をしたもの（所有権移転外リース取引により取得したものを除き、増改築をしたものにあつては当該増改築のための工事によつて取得し、又は建設した建物及びその附屬設備の部分に限る。）に限る。以下この項及び次項において「特定

条第二項中「前項の」とあるのは「次条第一項（同条第二項の規定の適用がある場合を含む。）の」と、「同項の」とあるのは「当該」と、「その合計償却限度額」とあるのは「同条第一項本文又は第二項の規定により必要経費に算入することができる償却費の限度額」と読み替えるものとする。

4

第十一條第三項の規定は、第一項若しくは第二項の規定又は前項において準用する前条第二項の規定を適用する場合について準用する。

5

前三項に定めるもののほか、第一項の規定の適用に関し必要な事項は政令で定める。

(次世代育成支援対策に係る基準適合認定を受けた場合の建物等の割増
償却)

第十三条の三 青色申告書を提出する個人が、平成二十四年から平成二十七年までの各年において、次世代育成支援対策推進法（平成十五年法律第二百二十号）第二条に規定する次世代育成支援対策に係る同法第十三条に規定する基準に適合するものである旨の認定（当該個人が平成二十七年一月一日から平成二十七年三月三十一日までの期間内において最初に受けるものに限る。以下この項において「基準適合認定」という。）を受けた場合には、当該基準適合認定を受けた日の属する年（以下この項において「適用年」という。）の十二月三十一日（当該個人が、年の中途において死亡し、又は事業（事業に準ずるものとして政令で定めるものを含む。以下この項において同じ。）の全部を譲渡し、若しくは廃止した場合には、その死亡し、又は事業の全部を譲渡し、若しくは廃止した日。以下この項において同じ。）において当該個人の有する建物及びその附屬設備で事業の用に供されているもの（当該個人の当該基準適合認定に係る同法第十二条第一項に規定する一般事業主行動計画の同条第二項第一号に規定する計画期間開始の日から当該適用年の十二月三十一日までの期間内において取得をしたものでその建設の後事業の用に供されたことのないもの又は当該期間内に新築をし、若しくは増築若しくは改築（以下この項において「増改築」という。）をしたもの（所有権移転外リース取引により取得したものを除き、増改築をしたものにあつては当該増改築のための工事によつて取得し、又は建設した建物及びその附屬設備の部分に限る。）に限る。以下この項及び次項において「特定

適用年」という。)の十二月三十一日において当該個人の有する建物、建物附属設備、車両及び運搬具並びに器具及び備品で、当該個人の当該基準適合認定又は当該特例基準適合認定に係る同法第十二条第一項に規定する一般事業主行動計画(以下この項において「一般事業主行動計画」という。)に記載されたもののうち次世代育成支援対策に資するものとして政令で定めるもので事業の用に供されているもの(当該個人の当該基準適合認定又は当該特例基準適合認定に係る一般事業主行動計画の同条第二項第一号に規定する計画期間開始の日から当該基準適合認定又は当該特例基準適合認定を受けた日までの期間内において取得(その製作又は建設の後事業の用に供されたことのないものの取得に限る。)又は製作若しくは建設(建物及び建物附属設備にあつては、増築、改築、修繕又は模様替のための工事による取得又は建設を含む。)をしたもの(所有権移転外リース取引により取得したものを除く。)に限る。以下この項及び次項において「次世代育成支援対策資産」という。)の償却費として当該適用年又は当該特例認定適用年の年分の不動産所得の金額又は事業所得の金額の計算上必要経費に算入する金額は、所得税法第四十九条第一項の規定にかかわらず、当該特定建物等について同項の規定により計算した償却費の額とその百分の三十二に相当する金額との合計額以下計算した償却費の額とその百分の三十二に相当する金額との合計額以下の金額で当該個人が必要経費として計算した金額とする。ただし、当該特定建物等の償却費として同項の規定により必要経費に算入される金額を下ることはできない。

建物等」という。)の償却費としてその年分の不動産所得の金額又は事業所得の金額の計算上必要経費に算入する金額は、所得税法第四十九条第一項の規定にかかわらず、当該特定建物等について同項の規定により計算した償却費の額とその百分の三十二に相当する金額との合計額以下の金額で当該個人が必要経費として計算した金額とする。ただし、当該特定建物等の償却費として同項の規定により必要経費に算入される金額を下ることはできない。

一 建物及び建物附属設備 次に掲げる場合の区分に応じそれぞれ次に定める割合

イ その年が適用年である場合 百分の二十四(当該一般事業主行動計画が次世代育成支援対策推進法第十二条第四項の規定により届出をされたものである場合には、百分の三十二)

ロ その年が特例認定適用年である場合 百分の十五

二 車両及び運搬具並びに器具及び備品 次に掲げる場合の区分に応じそれぞれ次に定める割合

イ 前号イに掲げる場合 百分の十八(当該一般事業主行動計画が次世代育成支援対策推進法第十二条第四項の規定により届出をされたものである場合には、百分の二十四)

口 前号口に掲げる場合 百分の十二

2 前条第二項の規定は、前項の規定の適用を受ける次世代育成支援対策資産の償却費の額を計算する場合について準用する。この場合において、同条第二項中「前項」とあるのは「次条第一項」と、「その合計償却限度額」とあるのは「同項本文の規定により必要経費に算入することができる償却費の限度額」と、「同条第一項」とあるのは「同法第四十九条第一項」と読み替えるものとする。

3 第十一条第三項の規定は、第一項の規定又は前項において準用する前条第二項の規定を適用する場合について準用する。

4 省略

(特定都市再生建築物等の割増償却)

第十四条の二 青色申告書を提出する個人が、昭和六十年四月一日から平成二十九年三月三十一日までの間に、特定都市再生建築物等で新築されたものを取得し、又は特定都市再生建築物等を新築して、これを当該個人の事業（事業に準ずるものとして政令で定めるものを含む。以下この項において同じ。）の用に供した場合（所有権移転外リース取引により取得した当該特定都市再生建築物等をその事業の用に供した場合を除く。）には、その事業の用に供した日以後五年以内の日の属する各年分の不動産所得の金額又は事業所得の金額の計算上当該特定都市再生建築物等の償却費として必要経費に算入する金額は、その事業の用に供した日以後五年以内でその用に供している期間に限り、所得税法第四十九条第一項の規定にかかわらず、当該特定都市再生建築物等について同項の規定により計算した償却費の額で当該期間に係るものの百分の百五十（当該特定都市再生建築物等が、次項第一号に掲げる建築物のうち同号口に掲げる地域内において整備されるもの又は同項第二号に掲げる建築物及び構築物である場合には百分の百三十とし、同項第三号に掲げるものである場合には百分の百十とする。）に相当する金額以下の金額で当該個人が必要経費として計算した金額とする。ただし、当該特定都市再生建築物等の償却費として同条第一項の規定により必要経費に算入される金額を下ることはできない。

2 前項に規定する特定都市再生建築物等とは、第一号に掲げる建築物に

2 第十三条第二項の規定は、前項の規定の適用を受ける特定建物等の償却費の額を計算する場合について準用する。この場合において、同条第二項中「前項」とあるのは「第十三条の三第一項」と、「その合計償却限度額」とあるのは「同項本文の規定により必要経費に算入することができる償却費の限度額」と読み替えるものとする。

3 第十一条第三項の規定は、第一項の規定又は前項において準用する第十三条第二項の規定を適用する場合について準用する。

4 同上

(特定再開発建築物等の割増償却)

第十四条の二 青色申告書を提出する個人が、昭和六十年四月一日から平成二十七年三月三十一日までの間に、特定再開発建築物等で新築されたものを取得し、又は特定再開発建築物等を新築して、これを当該個人の事業（事業に準ずるものとして政令で定めるものを含む。以下この項において同じ。）の用に供した場合（所有権移転外リース取引により取得した当該特定再開発建築物等をその事業の用に供した場合を除く。）には、その事業の用に供した日以後五年以内の日の属する各年分の不動産所得の金額又は事業所得の金額の計算上当該特定再開発建築物等の償却費として必要経費に算入する金額は、その事業の用に供した日以後五年以内でその用に供している期間に限り、所得税法第四十九条第一項の規定にかかわらず、当該特定再開発建築物等について同項の規定により計算した償却費の額で当該期間に係るものの百分の百十（当該特定再開発建築物等が、次項第二号に掲げる建築物のうち同号イに掲げる地域内において整備されるものである場合には百分の百五十とし、同号に掲げる建築物のうち同号ロに掲げる地域内において整備されるものである場合には百分の百四十とし、同項第三号に掲げる建築物及び構築物である場合には百分の百三十とする。）に相当する金額以下の金額で当該個人が必要経費として計算した金額とする。ただし、当該特定再開発建築物等の償却費として同条第一項の規定により必要経費に算入される金額を下することはできない。

2 前項に規定する特定再開発建築物等とは、第一号及び第一号に掲げる

係る建物及びその附属設備、第二号に掲げる建築物に係る建物及びその附属設備並びに同号に掲げる構築物並びに第三号に掲げるものをいう。

一 省 略

三 下水道法（昭和三十三年法律第七十九号）第二十五条の二に規定する浸水被害対策区域内に建築し、又は設置される雨水の有効利用を図るための雨水を貯留する構築物で政令で定めるもの（これと併せて設置される機械及び装置で財務省令で定めるものを含む。）

3

第十三条第二項の規定は、第一項の規定の適用を受ける同項の特定都市再生建築物等の償却費の額を計算する場合について準用する。この場合において、同条第二項中「前項」とあるのは「第十四条の二第一項」と、「その合計償却限度額」とあるのは「同項本文の規定により必要経費に算入することができる償却費の限度額」と、「同条第一項」とあるのは「同法第四十九条第一項」と読み替えるものとする。

4 省 略

（倉庫用建物等の割増償却）

第十五条 青色申告書を提出する個人で、流通業務の総合理化及び効率化的促進に関する法律（平成十七年法律第八十五号）第四条第一項に規定する認定を受けたもの又は同法第七条第一項に規定する確認を受けたものが、昭和四十九年四月一日から平成二十九年三月三十日までの間に、物資の流通の拠点区域として政令で定める区域内において、倉庫業法（

建築物に係る建物及びその附属設備、第三号に掲げる建築物に係る建物及びその附属設備並びに同号に掲げる構築物並びに第四号に掲げる構築物（当該構築物と併せて設置される機械及び装置で財務省令で定めるものを含む。）をいう。

二 同 上

四 首都圈整備法（昭和三十一年法律第八十三号）第二条第三項に規定する既成市街地及び同条第四項に規定する近郊整備地帯、近畿圏整備法（昭和三十八年法律第百二十九号）第二条第三項に規定する既成市区域及び同条第四項に規定する近郊整備区域、中部圏開発整備法（昭和四十一年法律第二百二号）第二条第三項に規定する都市整備区域その他これらに類する区域として政令で定める区域内に建築し、又は設置される雨水の有効利用又は地下への浸透を図るための雨水を貯留し、又は浸透する構築物で政令で定めるもの

3

第十三条第二項の規定は、第一項の規定の適用を受ける同項の特定再開発建築物等の償却費の額を計算する場合について準用する。この場合において、同条第二項中「前項」とあるのは「第十四条の二第一項」と、「その合計償却限度額」とあるのは「同項本文の規定により必要経費に算入することができる償却費の限度額」と、「前項又は次条第一項若しくは第二項」とあるのは「第十四条の二第一項」と、「これら」とあるのは「同項」と読み替えるものとする。

4 同 上

（倉庫用建物等の割増償却）

第十五条 青色申告書を提出する個人で、流通業務の総合理化及び効率化的促進に関する法律（平成十七年法律第八十五号）第四条第一項に規定する認定を受けたもの又は同法第七条第一項に規定する確認を受けたものが、昭和四十九年四月一日から平成二十七年三月三十日までの間に、物資の流通の拠点区域として政令で定める区域内において、倉庫業法（

昭和三十一年法律第百二十一号) 第二条第二項に規定する倉庫業の用に供される倉庫用の建物及びその附属設備若しくは構築物のうち政令で定めるもの(流通業務の総合化及び効率化の促進に関する法律第五条第二項に規定する認定総合効率化計画に記載された同法第二条第三号に規定する特定流通業務施設であるものに限る。以下この条において「倉庫用建物等」という。)でその建設の後使用されたことのないものを取得し、又は倉庫用建物等を建設して、これを当該個人の事業(事業に準ずるものとして政令で定めるものを含む。以下この項において同じ。)の用に供した場合(所有権移転外リース取引により取得した当該倉庫用建物等をその事業の用に供した場合を除く。)には、その事業の用に供した日以後五年以内の日の属する各年分の不動産所得の金額又は事業所得の金額の計算上当該倉庫用建物等の償却費として必要経費に算入する金額は、その事業の用に供した日以後五年以内でその用に供している期間に限り、所得税法第四十九条第一項の規定にかかわらず、当該倉庫用建物等について同項の規定により計算した償却費の額で当該期間に係るもの百分の百十に相当する金額以下(金額で当該個人が必要経費として計算した金額とする。ただし、当該倉庫用建物等の償却費として同項の規定により必要経費に算入される金額を下ることはできない。

2 第十三条第二項の規定は、前項の規定の適用を受ける倉庫用建物等の償却費の額を計算する場合について準用する。この場合において、同条第二項中「前項」とあるのは「第十五条第一項」と、「その合計償却限度額」とあるのは「同項本文の規定により必要経費に算入することができる償却費の限度額」と、「同項第一項」とあるのは「同法第四十九条第一項」と読み替えるものとする。

3 省略

(特別償却等に関する複数の規定の不適用)

第十九条 個人の有する減価償却資産がその年において次に掲げる規定のうち二以上の規定の適用を受けるものである場合には、当該減価償却資産については、これらの規定のうちいずれか一の規定のみを適用する。

一 第十条の二から第十条の四まで、第十条の五の二、第十条の五の四

昭和三十一年法律第百二十一号) 第二条第二項に規定する倉庫業の用に供される倉庫用の建物及びその附属設備若しくは構築物のうち政令で定めるもの(流通業務の総合化及び効率化の促進に関する法律第五条第二項に規定する認定総合効率化計画に記載された同法第二条第三号に規定する特定流通業務施設であるものに限る。以下この条において「倉庫用建物等」という。)でその建設の後使用されたことのないものを取得し、又は倉庫用建物等を建設して、これを当該個人の事業(事業に準ずるものとして政令で定めるものを含む。以下この項において同じ。)の用に供した場合(所有権移転外リース取引により取得した当該倉庫用建物等をその事業の用に供した場合を除く。)には、その事業の用に供した日以後五年以内の日の属する各年分の不動産所得の金額又は事業所得の金額の計算上当該倉庫用建物等の償却費として必要経費に算入する金額は、その事業の用に供した日以後五年以内でその用に供している期間に限り、所得税法第四十九条第一項の規定にかかわらず、当該倉庫用建物等について同項の規定により計算した償却費の額で当該期間に係るもの百分の百十に相当する金額以下(金額で当該個人が必要経費として計算した金額とする。ただし、当該倉庫用建物等の償却費として同項の規定により必要経費に算入される金額を下ることはできない。

2 第十三条第二項の規定は、前項の規定の適用を受ける倉庫用建物等の償却費の額を計算する場合について準用する。この場合において、同条第二項中「前項」とあるのは「第十五条第一項」と、「その合計償却限度額」とあるのは「同項本文の規定により必要経費に算入することができる償却費の限度額」と、「前項又は次条第一項若しくは第二項」とあるのは「第十五条第一項」と、「これら」とあるのは「同項」と読み替えるものとする。

3 同上

(特別償却等に関する複数の規定の不適用)

第十九条 同上

一 第十条の二の二、第十条の三、第十条の五の二、第十条の五の三、

二 省 略

(農業經營基盤強化準備金)

第二十四条の二 青色申告書を提出する個人で、農業經營基盤強化促進法（昭和五十五年法律第六十五号）第十二条第一項に規定する農業經營改善計画に係る同項の認定又は同法第十四条の四第一項に規定する青年等就農計画に係る同項の認定を受けたもの（第三項及び第七項において「認定農業者等」という。）が、平成十九年四月一日から平成二十九年三月三十一日までの期間内の日の属する各年（事業を廃止した日の属する年を除く。）において、農業の担い手に対する経営安定のための交付金の交付に関する法律（平成十八年法律第八十八号）第三条第一項又は第四条第一項に規定する交付金その他これに類するものとして財務省令で定める交付金又は補助金（以下この項において「交付金等」という。）の交付を受けた場合において、農業經營基盤強化促進法第十三条第二項に規定する認定計画又は同法第十四条の五第二項に規定する認定就農計画（第三項及び第七項において「認定計画等」という。）の定めるところに従つて行う農業經營基盤強化（同法第十二条第二項の農業經營の規模を拡大すること又は同号の生産方式を合理化することをいう。以下この項において同じ。）に要する費用の支出に備えるため、次に掲げる金額のうちいずれか少ない金額以下の金額を農業經營基盤強化準備金として積み立てたときは、当該積み立てた金額は、当該積立てをした年分の事業所得の金額の計算上、必要経費に算入する。

一・二 省 略

3 2 省 略

第一項の農業經營基盤強化準備金を積み立てている個人が次の各号に掲げる場合に該当することとなつた場合には、当該各号に定める金額に相当する金額は、その該当することとなつた日の属する年分の事業所得の金額の計算上、総収入金額に算入する。この場合において、第四号に掲げる場合に該当するときは、同号に規定する農業經營基盤強化準備金の金額をその積立てをした年が最も古いものから順次総収入金額に算入されるものとする。

一 認定農業者等に該当しないこととなつた場合 その該当しないこと

二 同 上

(農業經營基盤強化準備金)

第二十四条の二 青色申告書を提出する個人で、農業經營基盤強化促進法（昭和五十五年法律第六十五号）第十二条第一項に規定する農業經營改善計画に係る同項の認定を受けたもの（第三項及び第七項において「認定農業者」という。）が、平成十九年四月一日から平成二十七年三月三十一日までの期間内の日の属する各年（事業を廃止した日の属する年を除く。）において、農業の担い手に対する経営安定のための交付金の交付に関する法律（平成十八年法律第八十八号）第三条第一項又は第四条第一項に規定する交付金その他これに類するものとして財務省令で定める交付金又は補助金（以下この項において「交付金等」という。）の交付を受けた場合において、農業經營基盤強化促進法第十三条第二項に規定する認定計画（第三項及び第七項において「認定計画」という。）の定めるところに従つて行う農業經營基盤強化（同法第十二条第二項第二号の農業經營の規模を拡大すること又は同号の生産方式を合理化することをいう。以下この項において同じ。）に要する費用の支出に備えるため、次に掲げる金額のうちいずれか少ない金額以下の金額を農業經營基盤強化準備金として積み立てたときは、当該積み立てた金額は、当該積立てをした年分の事業所得の金額の計算上、必要経費に算入する。

一・二 同 上

3 2 同 上

一 認定農業者に該当しないこととなつた場合 その該当しないこと